

国土交通省団体保険制度 ご加入のご案内

保険期間：2024年12月1日(午後4時)～2025年12月1日(午後4時)1年間



団体傷害保険
割引 **40.15%**

自転車保険
割引 **33.5%**

ゴルファー保険
割引最大 **40.15%**

団体疾病保険
割引 **33.5%**

NEW 本人介護保険
割引 **33.5%**
(傷害死亡・後遺障害保険料には、割引40.15%が適用されます。)

親介護保険
割引 **33.5%**
(傷害死亡・後遺障害保険料には、割引40.15%が適用されます。)

長期給与補償保険
割引 **30.0%**

別冊①「重要事項のご説明」・別冊②「健康状況告知書
ご記入のご案内」を必ずお読みください。

10/21(月)申込締切

新規加入、内容変更、脱退を希望される方のみお手続きください。
加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今年度の募集においては前年の内容に応じたコース・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。
下記二次元コードを読み取り、必要事項をご入力の上、10月21日(月)までにお申し出ください。
ご加入方法詳細は本パンフレット裏表紙をご覧ください。

●「各保険の加入申込票」の請求

- ★携帯電話・スマホからの各保険の加入申込票の請求はこちらの二次元コードから
- ★運輸福泉会ホームページからも各保険の加入申込票を請求できます。





備えるべきリスクの例と商品ラインナップ

1 団体傷害保険 2 自転車保険

3 生活オプション

ケガをしたとき

傷害入院保険金



道路を歩行中、車にはねられ、1か月間入院を余儀なくされた。

傷害後遺障害保険金



ハイキングで崖から落下し、足を複雑骨折、関節可動域に著しい障害が残り、後遺障害第10級と診断された。

傷害通院保険金



満員電車からホームに出る際、転倒し、全治2週間のケガを負った。

傷害手術保険金



スキーで大腿部を骨折し、手術が必要となった。

傷害死亡保険金



車にはねられ、懸命の救護もむなしく死亡してしまった。

(注) 自転車保険は、自転車事故の場合のみ補償の対象となります。

生活オプション

※団体傷害保険のみにつけられるオプションです。

日常生活賠償保険金



国内示談交渉サービス付
自転車で走行中に歩行者にぶつかりケガをさせた。

携行品損害保険金*



旅行中にカメラを落とし破損した。

受託物賠償責任保険金*



借り物のカメラを過って落としてしまい破損させた。

住宅内生活用動産保険金*



留守中に泥棒が入り、家財を盗まれた。

借家人賠償責任保険金・修理費用保険金*



借家でボヤを出した。

救護者費用等保険金*



旅行先で事故にあい、親族が現地に赴き、交通費を負担した。

キャンセル費用保険金*



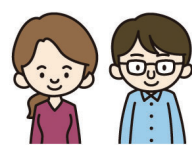
親族がケガで入院をし、国内旅行をキャンセルすることになった。

年代別ご加入例



20代 ～独身の方向け～

保険	コース名	半年払保険料
団体傷害保険	P1	4,580円
生活オプション	PS(日常生活賠償)	550円
	PB(携行品損害、受託物賠償責任)	390円
団体疾病保険	本人(25才):E1	6,180円
合計保険料		11,700円



30代 ～ご夫婦向け～

保険	コース名	半年払保険料
団体傷害保険	W1	7,750円
生活オプション	WS(日常生活賠償)	550円
	WD(借家人賠償責任、修理費用)	1,330円
ゴルファー保険	夫:G2	2,190円
長期給与補償保険	夫(32才):1セット 2口	4,952円*
合計保険料		16,772円

※長期給与補償保険は年払となりますので年払保険料の半額を表示しています。

4 ゴルファー保険

ゴルフ中の事故
ゴルフ用品の補償のときに

ゴルファー賠償責任



ゴルフのプレー中に他人に損害を与えた。

ゴルファー傷害補償
(死亡・後遺障害/入院・通院)

ゴルフ場やゴルフ練習場でゴルファー自身がケガをされた。

ゴルファー用品



ゴルフ場やゴルフ練習場でゴルフ用品を盗まれたり、ゴルフクラブを損傷された。

ホールインワン・アルバトロス費用



ラウンド中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した。

5 団体疾病保険

病気をしたとき



疾病入院保険金

急性胃腸炎がひどくなり入院を余儀なくされた。



疾病手術保険金

肺がんとなり一部摘出手術が必要となった。



疾病(退院後)通院保険金

退院後も通院しての治療が必要となった。



疾病放射線治療保険金

がんの治療を目的に放射線治療を受けた。



三大疾病診断保険金

がんと診断され、治療を開始した。



先進医療費用保険金

がんの治療を目的に陽子線治療を受けた。

「先進医療」とは、治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限ります。)をいいます。先進医療の種類および実施医療機関については厚生労働省のホームページでご確認ください。

6 **NEW** 本人介護保険・親介護保険

介護が必要になったとき



傷害後遺障害保険金

被保険者がハイキングで崖から落下し、足を複雑骨折、関節可動域に著しい障害が残り、後遺障害第10級と診断された。



傷害死亡保険金

被保険者が車にはねられ、懸命の救護もむなしく死亡してしまった。



介護一時金

要介護2以上の状態*が30日を超えて続いた。

*詳細は別冊①「重要事項のご説明」P16をご覧ください。

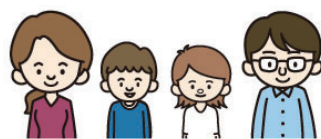
(注) 親介護一時金は特約被保険者(普通保険約款の被保険者の親(姻族を含みます。))のうち、この特約の被保険者として加入者証等に記載された方を言います。)にお支払いします。

7 長期給与補償保険

働けなくなったとき



ケガや病気で働けなくなったとき、長期の就業障害を補償。



40代

～ご家族向け～

保険	コース名	半年払保険料
団体傷害保険	F1	13,640円
生活オプション	FS(日常生活賠償)	550円
	FC(住宅内生活用動産)	12,150円
団体疾病保険	妻(41才):E1	6,180円
親介護保険	父(69才):K	7,900円
長期給与補償保険	夫(42才):1セット 2口	8,491円*
※長期給与補償保険は年払となりますので年払保険料の半額を表示しています。		合計 保険料 48,911円



50代

～ご家族向け～

保険	コース名	半年払保険料
団体傷害保険	F2	23,080円
生活オプション	FS(日常生活賠償)	550円
	FQ(救援者費用等、キャンセル費用)	1,580円
団体疾病保険	夫(52才):E1	6,180円
	妻(51才):E1	6,180円
本人介護保険	夫(52才):J	1,020円
	妻(51才):J	1,020円
		合計 保険料 39,610円

補償される 主な事故例

自転車保険は自転車事故のみの補償となります。



スポーツ中にケガをした



自宅の風呂場ですべってケガをした

(天災危険補償特約、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約、熱中症危険補償特約付)

1 団体傷害保険 (団体総合生活補償保険(標準型)) 自転車事故を含む各種事故のケガを補償します。

★保険料は年2回分割払
★40.15%割引適用

病気は対象外となります。病気の補償をご希望の場合は、「団体疾病保険」にご加入ください。

保険金額と半年払保険料

家族型 (本人、配偶者、親族)

加入申込票の被保険者欄に、お一人ご記名いただければ、自動的にそのご家族^{*}も被保険者の対象となるタイプです。

コース		ベーシックコース F1	スタンダードコース F2	デラックスコース F3
保険金額 (1名あたりの 補償額)	傷害死亡・後遺障害保険金額	234.7万円	389.8万円	566.0万円
	傷害入院保険金日額	2,500円	4,500円	7,000円
	傷害手術保険金	① 入院中に受けた手術の場合…傷害入院保険金日額の10倍の額 ② ①以外の手術の場合…傷害入院保険金日額の5倍の額		
	傷害通院保険金日額	1,500円	2,500円	4,000円
半年払保険料		13,640円	23,080円	35,700円

*被保険者の範囲は別冊①「重要事項のご説明」P19をご確認ください。

夫婦型 (本人、配偶者)

加入申込票の被保険者欄に、お一人ご記名いただければ、自動的にその配偶者も被保険者の対象となるタイプです。

コース		ベーシックコース W1	スタンダードコース W2	デラックスコース W3
保険金額 (1名あたりの 補償額)	傷害死亡・後遺障害保険金額	288.7万円	387.0万円	563.1万円
	傷害入院保険金日額	2,500円	4,500円	7,000円
	傷害手術保険金	① 入院中に受けた手術の場合…傷害入院保険金日額の10倍の額 ② ①以外の手術の場合…傷害入院保険金日額の5倍の額		
	傷害通院保険金日額	1,500円	2,500円	4,000円
半年払保険料		7,750円	12,240円	18,940円

個人型 (加入申込票の被保険者欄に記名の方)

加入申込票の被保険者欄に、お一人ずつ記名いただきご加入いただくタイプです。

コース		ベーシックコース P1	スタンダードコース P2	デラックスコース P3
保険金額	傷害死亡・後遺障害保険金額	374.4万円	568.6万円	835.9万円
	傷害入院保険金日額	2,500円	4,500円	7,000円
	傷害手術保険金	① 入院中に受けた手術の場合…傷害入院保険金日額の10倍の額 ② ①以外の手術の場合…傷害入院保険金日額の5倍の額		
	傷害通院保険金日額	1,500円	2,500円	4,000円
半年払保険料		4,580円	7,460円	11,480円

(注) 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

●上記は職種級別A(事務従事者等)の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
(注) 家族型・夫婦型の場合、記名被保険者本人の職種級別とします。



料理中にやけどをした



「地震」「噴火」「地震または噴火を原因とする津波」によりケガをした



自転車に乗っていてケガをした

2 自転車保険 (団体総合生活補償保険(標準型)) (自転車搭乗中等のみ補償特約) 自転車事故のみを補償します。

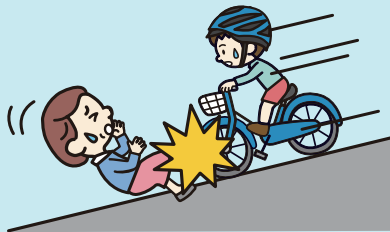
★保険料は年2回分割払
★33.5%割引適用

個人型 (加入申込票の被保険者欄に記名の方)

コース	補償の対象となる方	保険金額				半年払保険料
		傷害死亡・後遺障害保険金額	傷害入院保険金日額	傷害手術保険金	傷害通院保険金日額	
傷害のみ コース P8	本人	950万円	7,500円	① 入院中に受けた手術の場合 …傷害入院保険金日額の10倍の額 ② ①以外の手術の場合 …傷害入院保険金日額の5倍の額	4,500円	1,140円

(注) 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

自転車による高額賠償事故にも対応できるよう、日常生活賠償特約オプションへのご加入をおすすめします!



判決	判決認容額(注)	事故の概要
神戸地裁 2013年	約 9,520 万円	男子小学生(11才)が夜間、帰宅中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62才)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。
東京地裁 2008年	約 9,270 万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24才)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。

(注) 判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(上記金額は概算額)。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

出典: 日本損害保険協会「知っていますか? 自転車事故の実態と備え」(2023年8月改訂)

●日常生活賠償特約の詳細は次ページをご参照ください。➡

3

生活オプション 5つのオプションから任意に選択できます。

★自転車保険のみご加入の方は、⑤日常生活賠償特約(個人型CYS)のみご加入いただけます。

★保険料は年2回分割払
★33.5%割引適用

団体傷害保険・自転車保険にご加入の方がご加入いただけます。
生活オプションの加入型は団体傷害保険の加入型によって決まります。
※オプション補償のセットのご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
(注)前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

⑤ 日常生活賠償特約

国内示談交渉サービス付

日本国内・外において本人またはそのご家族が、日常生活において偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊すなどして、法律上の損害賠償責任を負ったときに保険金をお支払いします。(一部の補償は日本国内に限ります。)

保険金額と半年払保険料

加入型	日常生活賠償保険金額	半年払保険料
家族型 FS	1億円	550円
夫婦型 WS		
個人型 PS		
個人型 CYS 【自転車保険ご加入の方】		

- ◎次のような場合に示談交渉を行います。
(詳細は別冊①「重要事項のご説明」P17~18をご参照ください。)
- ・日本国内で発生した賠償事故で、被保険者の希望があり、かつ被保険者の同意が得られた場合(国外の事故は対象外)
- ◎自動車・オートバイの使用に起因する加害事故は除きます。
(自動車のドアの開け閉めによる賠償事故等はお支払いの対象になりません。)

代表的な例

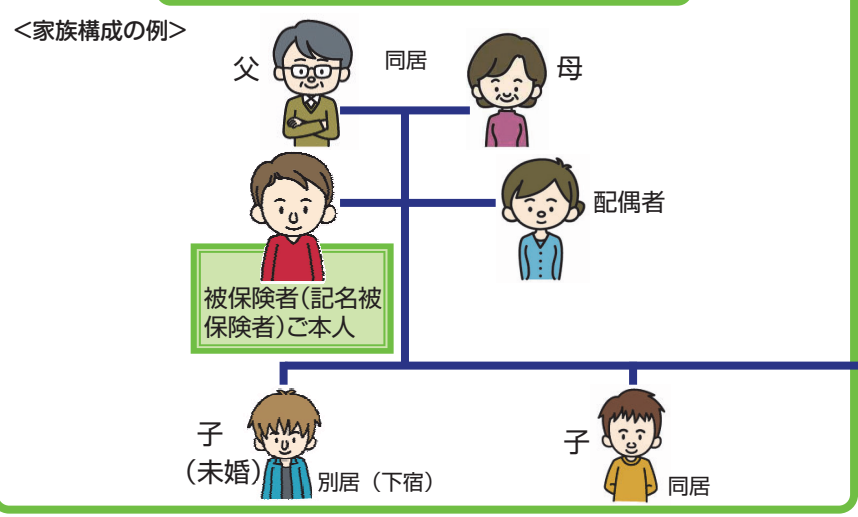


被保険者(補償の対象者)の範囲

加入申込票に「被保険者(記名被保険者)」として記名された方に加え、保険金支払事由発生時において次の関係の方が自動的に被保険者となります。(加入申込時ではございません。)家族型(FS)、夫婦型(WS)、個人型(PSおよびCYS)にかかわらず被保険者(補償の対象者)の範囲は同一です。

- a) 被保険者(記名被保険者)ご本人の配偶者
- b) 被保険者(記名被保険者)ご本人またはその配偶者と同居の親族(注)
- c) 被保険者(記名被保険者)ご本人またはその配偶者と別居の未婚の子
- d) 被保険者(記名被保険者)ご本人および上記の方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)

日常生活賠償の被保険者の範囲



(注)親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
*原則、本人(職員等)を被保険者(記名被保険者)本人としてご加入いただく必要があります。
*1被保険者について二重にセットすることはできません。

補償対象外



⑧ 外出中の身の回り品（携行品損害補償特約）、レンタル用品・預かり品（受託物賠償責任補償特約）

保険金額と半年払保険料

加入型	保険金額		半年払保険料
	携行品損害	受託物賠償責任	
家族型 F B	10 万円 (免責金額：3,000 円) ◎現金等の場合は5万円限度	10 万円 (免責金額：5,000 円)	550円
夫婦型 W B			450円
個人型 P B			390円

★住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品について盗難・破損・火災などの事故により損害が発生した場合に補償します。(携行品損害)

★友人やレンタル業者からの受託物に損害(損壊・紛失・盗難)が発生し、持ち主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。(受託物賠償責任)

〈受託物賠償責任の被保険者(補償の対象者)の範囲〉

- 被保険者(記名被保険者)本人(職員等) ●配偶者
- 被保険者(記名被保険者)本人(職員等)または配偶者と同居の親族(血族6親等以内、姻族3親等以内)
- 被保険者(記名被保険者)本人(職員等)または配偶者と別居の未婚の子
- ◎被保険者範囲の詳細は、別冊①「重要事項のご説明」P19をご確認ください。
- ◎原則、お申込人本人(職員等)を被保険者(記名被保険者)本人としてご加入いただく必要があります。

◎補償されるご家族の範囲は、保険金支払事由発生時での続柄によります。(加入申込時ではございません。)

携行品損害と異なり、家族型(FB)、夫婦型(WB)、個人型(PB)にかかわらず被保険者(補償の対象者)の範囲は同一です。

代表的な例



友人から借りたビデオカメラを壊した(受託物賠償責任)

⑨ 住宅内の家財（住宅内生活用動産補償特約）

保険金額と半年払保険料

加入型	住宅内生活用動産保険金額	半年払保険料
家族型 F C	1,000 万円 (免責金額：3,000 円)	12,150円
夫婦型 W C	500 万円 (免責金額：3,000 円)	7,550円
個人型 P C	300 万円 (免責金額：3,000 円)	6,220円

代表的な例



留守中に泥棒が入り家財を盗まれた

★火災・爆発・盗難・破損・汚損等の偶然な事故により、住宅内において家財に損害が発生した場合に補償します(ただし、地震は対象外。)。家族型、夫婦型は被保険者(記名被保険者)本人以外の被保険者の住宅(単身赴任先や下宿先等)にある家財も補償します。(日本国内のみ)

◎①臨時費用 ◎②残存物取片付け費用 ◎③失火見舞費用についても一定額を補償します。

⑩ 火災・爆発などによる家主への賠償（借家人賠償責任補償特約・修理費用補償特約）

保険金額と半年払保険料

加入型	保険金額		半年払保険料
	借家人賠償責任	修理費用	
家族型 F D	1,000 万円	300 万円 (免責金額：3,000 円)	1,330 円
夫婦型 W D			
個人型 P D			

代表的な例



借家でボヤを出した

★借家の失火等(火災・破裂・爆発)による損壊で家主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合の損害は借家人賠償責任にて補償します。被保険者が家主との契約に基づき自己の費用で修理した場合は修理費用にて補償します。(日本国内のみ)

⑪ 救援者の費用（救援者費用等補償特約）、キャンセル時の費用（キャンセル費用補償特約）

保険金額と半年払保険料

加入型	保険金額		半年払保険料
	救援者費用等	キャンセル費用	
家族型 F Q	500 万円	40 万円 (免責金額:1,000円またはキャンセル費用の20%に相当する額のうち、いずれが高い額)	1,580 円
夫婦型 W Q			830 円
個人型 P Q			420 円

代表的な例



旅行先で事故にあい、親族が現地へ赴き、交通費を負担した。(救援者費用等)

★被保険者(救援対象者)が旅行先等で事故にあい、親族が現地へ赴き費用を親族等が負担された場合に補償します。(救援者費用等)

★ケガ・病気による入院などにより、特定のサービスを受けられなくなりホテルの違約金などのキャンセル費用を負担された場合に補償します。(キャンセル費用等)

4 ゴルファー保険 (団体総合生活補償保険)

★保険料は年2回分割払
★最大40.15%割引適用

ゴルフ中の事故を補償します。

補償内容

ゴルファー賠償責任補償

ゴルフのプレー中に他人に損害を与えたとき



(例)
ゴルフ場のティーイングエリアでまわりを確認しないで素振りをしたら、他のプレーヤーに当たってケガをさせた。 など

ゴルファー傷害補償

ゴルフ場やゴルフ練習場でゴルファーご自身がケガをされたとき



(例)
ゴルフ場でプレー中、くぼみに足をとられ転倒しケガをした。 など

ゴルフ用品補償

ゴルフ場やゴルフ練習場で、ゴルフ用品を盗まれたり、ゴルフクラブを損傷されたとき



(例)
ゴルフ場でプレー中に誤ってゴルフクラブを折ってしまった など

ホールインワン・アルバトロス費用補償

ラウンド中にホールインワンまたはアルバトロスを達成されたとき



(例)
日本国内で、ホールインワンまたはアルバトロスを達成し、そのための祝賀会や記念品購入等の費用がかかった

保険金額と半年払保険料

G1(半年払保険料1,250円)、G2(半年払保険料2,190円)、G3(半年払保険料3,600円)の3種類があります。

おすすめ!

コース名	ベーシックコース G1	スタンダードコース G2	デラックスコース G3
ゴルファー賠償責任保険金額※1	1億円	1億円	1億円
傷害死亡・後遺障害保険金額	200万円	300万円	700万円
傷害入院保険金日額※2	3,000円	4,000円	9,000円
傷害通院保険金日額	2,000円	3,000円	6,000円
ゴルフ用品保険金額	10万円	20万円	30万円
ホールインワン・ アルバトロス費用保険金額	15万円	30万円	50万円
半年払保険料(年2回)	1,250円	2,190円	3,600円

※1 免責金額はありません。

※2 傷害手術保険金対象外特約がセットされているため、傷害手術保険金の補償はありません。

(注)前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

●原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。

●ただし、次のいずれかに該当する場合は、保険金をお支払いします。詳細は別冊①P8をご参照ください。

① 同伴競技者と同伴競技者以外の第三者がショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視している場合

② ビデオ映像等の達成証明資料により、その達成を客観的に証明できる場合

ゴルファー保険における保険金お支払事故例

< 傷害事故 >



男性がグリーン手前の傾斜面の芝に躓き転倒。足首を捻って右足関節骨折し、入院46日、通院18日の重傷。

G1セットの場合

傷害入院保険金 3,000円×46日=138,000円

傷害通院保険金 2,000円×18日= 36,000円

**17.4万円
お支払い**

< 賠償事故 >



グリーン手前40ヤードから打ったアプローチショットが、グリーン付近に立っていた同一パーティーの被害者の右顔面に当たり、右目を負傷させ法律上の損害賠償責任を負った。

**1,700万円
お支払い**

5 団体疾病保険 (団体総合生活補償保険 (MS&AD型))

★保険料は年2回分割払
★33.5%割引適用

団体傷害保険では補償されない病気による入院等を補償します。
★ケガは対象外となります。ケガの補償をご希望の場合は、「団体傷害保険」にご加入ください。

医療費の自己負担

高額な最先端医療費の不安

差額ベッド代は?

イタイイタイ...

家族が病気になったら...

三大疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞)になったらどうしよう?

備えがあれば 大丈夫!!

団体疾病保険の6つの特長

- 1 「日帰り入院」から保険金をお支払いします。短期の入院でもお役に立ちます。
- 2 「退院後の通院」と「三大疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞)による一時金」もセットされた「医療補償」です。
- 3 加入手続きは簡単。医師の診査は必要ありません。健康状況についての簡単な自己告知をいただくだけです。
- 4 割引33.5%が適用されています。
- 5 毎年自動的に更新されます。保険期間は1年間です。特にお申し出のない場合、前年ご加入の内容に応じたコースで自動的に更新しますので、ご継続を忘れる心配がありません。
- 6 ご家族も加入できます。



先進医療費用保険金補償特約付です!
先進医療とは、医療技術の進歩と、患者のニーズに応える高度な医療制度のことです。先進医療にかかわる費用(技術料)と、先進医療を受けるための交通費・宿泊費(1泊につき1万円限度)も補償します。

たとえば、がん治療に効果が見込まれる重粒子線治療の自己負担は…

約314万円*

※令和5年12月7日 厚生労働省「第127回先進医療会議」資料の「令和5年度実績報告」

「先進医療」とは、治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院等において行われるもの)に限ります。先進医療の種類および実施医療機関については厚生労働省のホームページでご確認ください。

備えがあれば、治る病気があります。受けられる治療があります。

保険金額と半年払保険料

【個人型】(記名したご本人のみが補償の対象となります。)

コース	ベーシックコース E1	スタンダードコース E2	デラックスコース E3	スペシャルコース E4
疾病入院保険金日額	2,500円	4,500円	7,000円	10,000円
疾病手術保険金	① 入院中に受けた手術の場合…疾病入院保険金日額の10倍の額 ② ①以外の手術の場合…疾病入院保険金日額の5倍の額			
疾病放射線治療保険金	疾病入院保険金日額の10倍の額			
疾病(退院後)通院保険金日額 ^{注1}	1,500円	2,500円	4,000円	6,000円
三大疾病診断保険金額	20万円	30万円	40万円	50万円
先進医療費用保険金額	1,000万円			

半年払保険料 ^{注2・注3}				
コース	ベーシックコース E1	スタンダードコース E2	デラックスコース E3	スペシャルコース E4
1才~69才	6,180円	10,260円	15,060円	20,760円
70才~74才	20,880円	35,100円	52,260円	72,360円
75才~79才	30,540円	52,260円	78,900円	110,520円

- (注1) 入院に至らない通院、入院前の通院については保険金のお支払い対象外となります。
 (注2) 保険料は実際の加入年齢分布に応じて毎年加重平均を行っているため、前年と保険料が変更となる場合がありますのでご了承ください。特に自動継続の方はご注意ください(既加入の方は特に変更・脱退等のお申し出がない場合、前年ご加入の内容に応じたコースでの自動継続加入となります。)
 (注3) 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。
 (注4) 年齢は保険始期日時点の満年齢とします。

お支払いする保険金の例(個人型スタンダードコース E2にご加入の場合)

脳卒中で入院した場合



仕事を終え、お疲れ気味で家路についたBさん。自宅に着いたあと、具合が悪く倒れて病院に運ばれ入院。すぐに手術を受けましたが、退院までに13日間入院しました。

疾病入院保険金	4,500円×13日 =	58,500円
疾病手術保険金	4,500円×10倍 =	45,000円
三大疾病診断保険金		300,000円
支払保険金合計額		403,500円

三大疾病診断保険金も付いているから、手厚い補償で備えられます!



健康状況等の告知方法について

<健康状況等の告知方法について>

- 新規加入の場合: 団体疾病保険のご加入にあたりましては、健康に関する告知によりご加入の可否について判断させていただきます。つきましては別冊②の「健康状況告知書質問事項」に基づき、「国土交通省団体保険制度加入申込票」の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。
- 既加入の方で保険金額等が増える「コース」変更をする場合(例: ベーシックコース→スタンダードコース)、再告知が必要となりますので、「国土交通省団体保険制度加入申込票」の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。(告知の内容によってはご加入できない場合があります。)
- 継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の加入者証や、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群(*)については、保険金をお支払いしません。
 (*) お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。
- ご継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。詳細は別冊②のP2をご参照ください。

6 本人介護保険 (団体総合生活補償保険 (MS&AD型))

NEW 本人介護一時金【介護一時金支払特約】

- 被保険者ご本人が次の要介護状態となり、30日を超えて継続した場合、本人介護一時金の全額をお支払します。
 - ・公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態
 - ・上記以外で引受保険会社所定の状態に該当した場合
- 介護のために一時的に必要な費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。

保険金額と半年払保険料

Jコース		
保険金額	介護一時金額	
	300万円	
半年払保険料	傷害死亡・後遺障害 保険金額(被保険者)	
	100万円	
半年払保険料	被保険者の年齢	被保険者1名あたり
	40~44才	550円
	45~49才	700円
	50~54才	1,020円
	55~59才	1,820円
	60~64才	3,590円
	65~69才	7,900円
	70~74才	17,340円
	75~79才	38,080円
	80~84才	97,840円

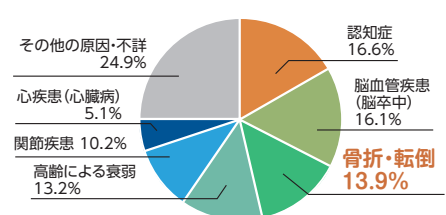
○年齢は保険始期日時点の満年齢とします。
○前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。



要介護状態になる原因は？

介護が必要になった原因

**骨折・転倒で
要介護状態に
なることも...**



介護が必要となった主な原因のトップ3は、「認知症」「脳血管疾患(脳卒中)」「骨折・転倒」であり、突然、要介護状態になることもあります。原因は加齢によるものだけではありません。



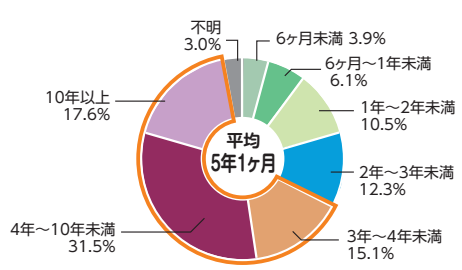
厚生労働省「国民生活基礎調査」2022年から作成

介護にかかる期間・費用は？

介護期間が長期にわたると、経済的な負担も重くのしかかってきます。

介護期間の割合

**3年以上が
約6割を占めます**



介護にかかる費用

- 一時的にかかる費用 (介護用ベッドの購入など) **平均 74万円**
- 毎月かかる費用 **平均 8.3万円**

例えば (一時費用) 74万円 + (月々の費用) 8.3万円 × 5年1ヶ月 = **580万円**

生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」/令和3年度から作成

6 親介護保険 (団体総合生活補償保険 (MS&AD型))

親介護一時金【親介護一時金支払特約】

- 特約被保険者(親)が次の要介護状態になり30日を超えて継続した場合、親介護一時金額の全額をお支払します。
 - ・公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態
 - ・上記以外で引受保険会社所定の状態に該当した場合
- 介護のため一時的に必要な費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。

保険金額と半年払保険料

Kコース				
保険金額	介護一時金額		傷害死亡・後遺障害 保険金額(被保険者)	
		300万円		100万円
半年払保険料	親御様の年齢	親御様(特約被保険者)1名あたり	+	430円
	40~44才	120円		
	45~49才	270円		
	50~54才	590円		
	55~59才	1,390円		
	60~64才	3,160円		
	65~69才	7,470円		
	70~74才	16,910円		
	75~79才	37,650円		
80~84才	97,410円			

- 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。
- 年齢は保険始期日時点の親御様の満年齢とします。
- 特約被保険者となれる親御様の範囲は別冊①「重要事項のご説明」P24をご確認ください。
- 傷害死亡・後遺障害保険金は被保険者ご本人が補償の対象となります。



備えがあれば
大丈夫!!

本人介護保険・親介護保険の特徴

- 1 要介護2以上の状態から補償されます。
- 2 満84才までご加入いただけます。
- 3 加入手続きは簡単。医師の診査は必要ありません。健康状況告知書に告知いただくだけです。
- 4 割引33.5%が適用されています。
※傷害死亡・後遺障害保険料には、割引40.15%が適用されます。
- 5 毎年自動的に更新されます。
保険期間は1年間です。特にお申し出のない場合、前年ご加入の内容に応じたコースで自動的に更新しますので、ご継続を忘れる心配がありません。
【注】保険始期日時点で満85才となった場合には、自動継続となりません。
- 6 被保険者ご本人のケガ(傷害死亡・後遺障害保険金)の補償もセットされています。

健康状況の告知方法について

<健康状況の告知方法について>

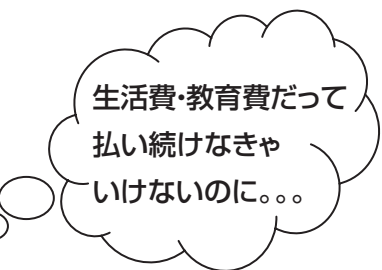
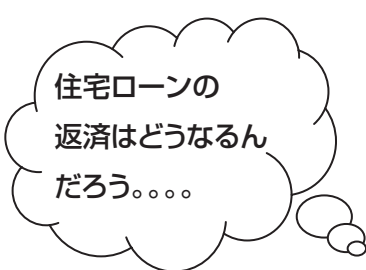
介護保険のご加入にあたりましては、健康に関する告知によりご加入の可否について判断させていただきます。つきましてはパンフレット別冊②の「健康状況告知書質問事項」に基づき、「国土交通省団体保険制度加入申込票」の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

7

長期給与補償保険 (団体長期障害所得補償保険)

★保険料は年1回払
★30.0%割引適用

もしも、突然の病気やケガで働けなくなったら…
退職後の収入ダウンは大きなリスクです。

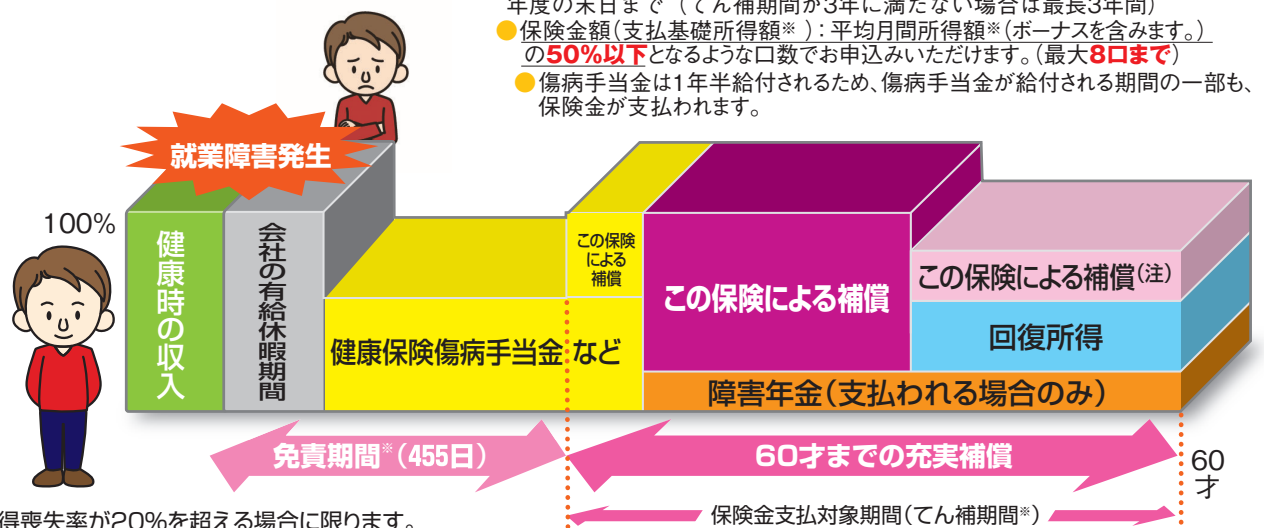


「団体長期障害所得補償保険」なら
長期間働けない場合の
所得喪失リスクを補償します!

長期給与補償保険の6つの特長

- 1** 長期にわたる就業障害を補償!!
公的保険や従来の所得補償保険では補えない、長期の就業障害を補償します。
- 2** いつでも・どこでも補償!!
病気やケガの発生原因が、就業中でもプライベートでも24時間、国内外問わず補償します。
- 3** 自宅療養中も補償!!
入院中のみでなく、医師の指示による自宅療養中も保険金支払いの対象となります。
- 4** 特約もセットされているので補償も充実!
○天災危険補償特約
(地震もしくは噴火またはこれら原因とする津波によって被った身体障害による就業障害も補償)
○精神障害補償特約
(所定の精神障害^(注)について補償。ただし、この特約による保険金のお支払いは、保険金支払対象期間〔てん補期間〕にかかわらず免責期間終了日の翌日から起算して60か月が限度となります。)
(注)お支払対象となる精神障害の例 統合失調症、躁(そう)病、うつ病 など
- 5** 職場復帰後も継続補償!!
免責期間終了後、職場復帰するも就業障害が残り、所得喪失率が20%を超える場合、所得の喪失割合に応じて補償が継続されます。(万が一復帰できない場合、退職後も保険金の支払対象となる限り60才まで補償)
- 6** 団体制度でしかご加入できません!!
この保険は個人でご契約することはできません。この機会に是非ご加入ください。

補償のイメージ



支払基礎所得額（月額保険金額）と年払保険料（コース名：1）

コース		1	
補償内容	支払基礎所得額(月額保険金額) (1口あたり)	5万円 (8口40万円まで加入できます。)	
	てん補期間	60才に達した日の属する事業年度の末日まで(てん補期間が3年に満たない場合は最長3年間)	
	免責期間	455日	
年払保険料	年令	男性	女性
	18～24才	3,702円	2,476円
	25～29才	3,997円	3,198円
	30～34才	4,952円	4,559円
	35～39才	6,257円	6,449円
	40～44才	8,491円	9,558円
	45～49才	10,959円	12,288円
	50～54才	12,342円	13,062円
55～59才	11,805円	11,623円	

○前年度ご加入いただいた被保険者の人数等によって割増率が適用されます。

○年令は保険始期日時点の満年令とします。

※印を付した用語については、別冊①「重要事項のご説明」P14～16の「※印の用語のご説明」をご覧ください。

お支払いする保険金

就業障害*発生直前の所得額に対する、保険金支払対象期間（てん補期間*）の所得額の減少した割合を、支払基礎所得額*（保険金額）に乗じた額をお支払いします。

（1か月あたりの保険金の支払額）

てん補期間中の就業障害である期間1か月に付き、以下の式によって算出した額をお支払いします。

$$\text{支払基礎所得額*} \times \left(1 - \frac{\text{免責期間*終了日の翌日から起算した各月における回復所得額*}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}\right) \times 100\%$$

[所得喪失率*]


[約定給付率*]

お支払いする保険金の例 保険金額(支払基礎所得額*):10万円(=5万円×2口)に加入

就業障害発生直前の平均月間所得額*:40万の場合

Case 1

脳卒中で数か月入院し、免責期間455日終了後も3年間まったく働けず、その後1年間一部復職(所得の50%を回復)した場合



免責期間455日	3年間	1年間(一部復職)
----------	-----	-----------


▲就業障害発生

10万円 × (1 - $\frac{0円}{40万円}$) × 100% × 36か月(3年) = 360万円

10万円 × (1 - $\frac{20万円}{40万円}$) × 100% × 12か月(1年) = 60万円


合計お支払保険金 **420万円**

病気による収入ダウンに備えられるわね!



Case 2

うつ病で通院し、免責期間(455日)終了後も全く働けない状態が5年間続いた場合
※精神疾患の場合、支払対象期間[てん補期間]は60か月限度です。




免責期間455日	5年間
----------	-----

▲就業障害発生

10万円 × (1 - $\frac{0円}{40万円}$) × 100% × 60か月(5年) = 600万円

合計お支払保険金 **600万円**

所定の精神疾患でも対象になるのね!



<ご注意>

期中で、保険金をお支払いする場合に該当しておらず、退職等の被保険者の資格を欠く事由については脱退としますので、代理店・扱者までお問い合わせください。

加入の方法

- ① 本団体保険は自動継続となっております。「新規」「変更」「脱退」のみ手続きを行ってください。
前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたコース・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)
「なお、ご加入のコースで保険金額および保険料が変更されている場合がありますのでパンフレットをよくご確認ください。」
- ② 新規加入、内容変更、脱退を希望される方のみお手続きください。
本パンフレット表紙に掲載の二次元コードを読み取り、必要事項をご入力の上10月21日(月)までにお申し出ください。
既加入者の方には、現在のご加入内容を記載した「加入内容のご確認」を別途お配りいたします。
- ③ 加入申込票をご請求いただいた皆さまには、後日、一般財団法人 運輸振興協会より「各保険の加入申込票」を送付いたしますので、必要事項をご記入・ご署名の上、一般財団法人 運輸振興協会保険部宛10月28日(月)までにご提出ください。また、新規加入の方には預金口座振替申込書をお送りしますので、併せてご提出ください。
- ④ 1回目の保険料は2025年1月14日、2回目の保険料は2025年7月14日にご指定の口座から引落しになります。(長期給与補償保険の保険料は、2025年1月14日に一括でご指定の口座から引落しになります。)
- ⑤ 「団体傷害保険」に同一被保険者で複数コースご加入の場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額5,000万円、傷害入院保険金日額15,000円、傷害通院保険金日額10,000円を超えない組み合わせにしてください。「団体疾病保険」は同一被保険者では複数コースにご加入できません。

加入後のご注意

- ① 保険期間中の中途加入等はできません。脱退・変更等は、原則更新時に取扱います。
- ② 異動または退職の場合は、厚生担当係にその旨を通知ください。
- ③ ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認の上、大切に保管してください。
- ④ 保険料が、払込期日までにご入金がない場合、払込期日後に生じた事故については保険金をお支払できないことがありますのでご注意ください。
- ⑤ 長期給与補償保険にご加入されている方は、期中に退職等被保険者の資格を欠く事由については脱退とします。すみやかに代理店・扱者までご連絡ください。

「職種級別」の確認

★団体傷害保険にご加入希望の場合、下記の「職種級別B」の職業の方は、一般財団法人 運輸振興協会までご連絡をお願いします。

※既にご連絡をいただいている方で、変更の無い場合はご連絡不要です。

【職種級別Bに該当する職業】 ①農林業作業員(31) ②漁業作業員(36) ③採鉱・採石作業員(41)

④木・竹・草・つる製品製造作業員(68) ⑤自動車運転者(助手を含みます。)(51) ⑥建設作業員(76)

●保険契約者 一般財団法人 運輸振興協会

●代理店・扱者 株式会社 運輸福泉会

〒102-0083 東京都千代田区麹町 4-5 (海事センタービル)

TEL : 03-3221-8434 FAX : 03-3221-8435

●引受保険会社 (幹事会社)

三井住友海上火災保険株式会社 公務第一部営業第二課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台 3-11-1 TEL : 03-3259-6681 FAX : 03-3259-7213